

○定期報告を要する特定建築設備等一覧表

国が政令で定める定期報告を要する特定建築設備等	
(1)	<p>昇降機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター(労働安全衛生法施行政令(昭和47年政令第138号)第12条第1項第6号に規定する性能検査を受けなければならないものを除く。) ・エスカレーター ・小荷物専用昇降機(昇降路のすべての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50cm以上高いものを除く。) <p style="text-align: right;">政令第16条第3項第1号</p>
(2)	<p>防火設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政令で定める定期報告を要する建築物に設けられる防火設備 ・病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物に設けられる防火設備 (外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く) <p style="text-align: right;">政令第16条第3項第2号</p>
(3)	<p>準用工作物(昇降機等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。) ・ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 ・メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの <p style="text-align: right;">政令第138条の3</p>

特定行政庁(高松市)が指定する定期報告を要する特定建築設備等	
(1)	<p>建築設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政令で定める定期報告を要する特定建築物及び高松市が指定する特定建築物に設けられる以下の建築設備 ・機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備に限る。) <p style="text-align: right;">市施行細則第9条第1項1号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排煙設備(法第35条の排煙設備のうち、排煙機を有するものに限る。) <p style="text-align: right;">市施行細則第9条第1項2号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用の照明装置で予備電源を別置きしたもの(法第35条の非常用の照明装置に限る。) <p style="text-align: right;">市施行細則第9条第1項3号</p>